

災害時における高知県内の管路施設の復旧支援に関する協定

高知県（以下「甲」という。）及び県内 23 市町村（乙 1 から乙 23 まで）（以下、乙 1 から乙 23 までを総称して、「乙」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道及びその他の管路施設（以下「管路施設」という。）が、災害により被災したときに行う丙の甲及び乙に対する復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。また、下水道管路施設においては、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、丙の甲及び乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、円滑な支援の実施を図り、災害により被災した管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- （1） 地震・津波による災害
- （2） 大雨・豪雨による災害
- （3） 洪水による災害
- （4） その他甲、乙及び丙との協議により定めるもの

（対象施設）

第 3 条 対象とする施設は、甲及び乙の所管する管路施設（管渠及び人孔並びにポンプ等の付属施設）とし、別表 1 に掲げるとおりとする。

2 甲及び乙は対象とする施設が増減した場合には、第 11 条の甲の事務局に文書で報告することとし、甲の事務局は、乙及び丙に別表を文書で通知するものとする。

（復旧支援の内容）

第 4 条 丙が行う復旧支援とは、次のとおりとする。

- （1） 被災状況及び内容の調査
- （2） 応急復旧のために必要な業務
- （3） その他甲、乙及び丙の協議により定めるもの

（支援の要請）

第 5 条 乙が支援要請する窓口は、第 11 条の甲の事務局とし、甲及び乙の支援要請を取りまとめ、次条に定める手続きにより、第 11 条の丙の事務局に要請するものとする。

（要請の方法）

第 6 条 甲及び乙が前条の規定による支援要請を行う場合には、文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第7条 丙は、第5条の規定による支援要請を受けたときは、丙の人員等に応じ、可能な範囲内において、支援を行うものとする。なお、甲及び乙は、支援を要請するに当たり、丙に支援を行うために必要な資格を有する者がいない場合、丙は支援を実施できない場合があることに留意するものとする。

(個人及び行政情報の保護)

第8条 丙は、この協定による活動を行うため、個人及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第9条 丙は、甲及び乙の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域災害)

第10条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部の指揮に従うものとする。

(事務局)

第11条 甲及び丙の復旧支援に係る事務局は次のとおりとする。

- 2 甲の事務局は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、統括事務局は高知県土木部公園上下水道課とする。
- 3 丙の事務局は、日本下水道管路管理業協会中国四国支部高知県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第12条 第4条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲及び乙が個別に丙と協議するものとする。

(協定の有効期間等)

- 第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙から解約の申入れがない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- 2 丙は、協定の有効期間を更新した場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車輛等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は乙に文書で通知するものとする。

(その他)

- 第14条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙の協議により定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。
- 2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定の定め違反した場合においては、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和6年4月1日

甲 高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県知事

丙 東京都千代田区岩本町2-5-11

公益社団法人日本下水道管路管理業協

会 長

乙1 高知県高知市本町5-1-45

高知市長

乙12 高知県安芸郡芸西村和食甲1262

芸西村長

乙2 高知県安芸市土居82-1

安芸市長

乙13 高知県土佐郡土佐町土居194

土佐町長

乙3 高知県南国市大桶甲2301

南国市長

乙14 高知県吾川郡いの町1700-1

いの町長

乙4 高知県土佐市高岡町甲2017-1

土佐市長

乙15 高知県吾川郡仁淀川町大崎200

仁淀川町長

乙5 高知県須崎市山手町1-7

須崎市長

乙16 高知県高岡郡中土佐町久礼6663-1

中土佐町長

乙6 高知県宿毛市希望ヶ丘1

宿毛市長

乙17 高知県高岡郡佐川町甲1650-2

佐川町長

乙7 高知県四万十市中村大橋通4-10

四万十市長

乙18 高知県高岡郡越知町越知甲1970

越知町長

乙8 高知県香南市野市町西野2706

香南市長

乙19 高知県高岡郡梶原町梶原1444-1

梶原町長

乙9 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市長

乙20 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17

四万十町長

乙10 高知県安芸郡東洋町大字生見758-3

東洋町長

乙21 高知県幡多郡大月町弘見2230

大月町長

乙11 高知県安芸郡奈半利町乙1659-1

奈半利町長

乙22 高知県幡多郡三原村来栖野346

三原村長

乙23 高知県幡多郡黒潮町入野5893

黒潮町長

(別表2)

対象事業等	事務局
漁業集落排水	高知県水産振興部漁港漁場課
上記以外	高知県土木部公園上下水道課

別表1

○管路施設

整理番号	自治体名	事業	処理区名、地区名	種別	備考
1	高知県	下水道	浦戸湾東部流域	分流污水	
2	高知市	下水道	一宮布師田処理分区	分流污水	
3			大津介良高須処理分区	分流污水	
4			大津第一処理分区	分流污水	
5			大津第二処理分区	分流污水	
6			大津第三処理分区	分流污水	
7			大津第四処理分区	分流污水	
8			五台山処理分区	分流污水	
9			下知潮江処理分区	分流污水・合流	
10			瀬戸処理区	分流污水	
11			三里排水区	分流雨水	
12			東部排水区	分流雨水	
13			中部排水区	合流	
14			南部排水区	分流雨水	
15			北部排水区	分流雨水	
16			長浜排水区	分流雨水	
17			瀬戸排水区	分流雨水	
18		農業集落排水	西分地区	—	
19			西畑地区	—	
20			諸木地区	—	
21			内ノ谷地区	—	
22			芳原地区	—	
23			秋山地区		
24	安芸市	下水道	安芸処理区	分流污水	
25			港町排水区	分流雨水	
26			矢ノ丸排水区	分流雨水	
27			宝永排水区	分流雨水	
28			本町第1-1排水区	分流雨水	
29			本町第1-2排水区	分流雨水	
30			本町第2排水区	分流雨水	
31			ユノクボ排水区	分流雨水	
32		農業集落排水	赤野地区	—	
33			奈比賀地区	—	

別表1

○管路施設

整理番号	自治体名	事業	処理区名、地区名	種別	備考
34	南国市	下水道	浦戸湾処理区	分流污水	
35			新川排水区	分流雨水	
36			十市処理区	分流污水	
37			十市排水区	分流雨水	
38			明見排水区	分流雨水	
39		農業集落排水	浜改田地区	—	
40			久礼田地区	—	
41			国府地区	—	
42	土佐市	農業集落排水	末光地区	—	
43	須崎市	下水道	須崎処理区	分流污水	
44			須崎処理区	分流雨水	
45		漁業集落排水	中ノ島地区	—	
46			戸島地区	—	
47			蜂ヶ尻地区	—	
48			白浜地区	—	
49			池ノ浦地区	—	
50	宿毛市	下水道	宿毛処理区	分流污水	
51			宿毛排水区	分流雨水	
52			南高砂排水区	分流雨水	
53		農業集落排水	二ノ宮地区	—	
54		漁業集落排水	大海地区	—	
55	四万十市	下水道	中村分区	分流污水	
56			右山排水区	分流雨水	
57			桜町排水区	分流雨水	
58			八反原排水区	分流雨水	
59			百笑排水区	分流雨水	
60		農業集落排水	古津賀地区	—	
61			森沢地区	—	
62	香南市	下水道	野市処理区	分流污水	
63			夜須処理区	分流污水	
64			岸本処理区	分流污水	
65		農業集落排水	母代寺地区	—	
66			佐古地区	—	
67			上岡地区	—	
68			中山田地区	—	
69			徳王子地区	—	
70			上夜須・十ノ木地区	—	

別表1

○管路施設

整理番号	自治体名	事業	処理区名、地区名	種別	備考
71	香美市	下水道	土佐山田処理分区	分流汚水	
72			中央排水区	分流雨水	
73			栄町排水区	分流雨水	
74			戸板島排水区	分流雨水	
75			楠目排水区	分流雨水	
76			美良布処理区	分流汚水	
77		農業集落排水	逆川地区	—	
78	東洋町	下水道	甲浦処理区	分流汚水	
79	奈半利町	漁業集落排水	加領郷地区	—	
80	芸西村	下水道	芸西処理区	分流汚水	
81	土佐町	下水道	土佐処理区	分流汚水	
82		農業集落排水	相川地区	分流汚水	
83			地藏寺地区	分流汚水	
84			西石原地区	分流汚水	
85		小規模集合排水処理施設整備事業	平石地区	分流汚水	
86	いの町	下水道	伊野処理区	分流汚水	
87			伊野排水区	分流雨水	
88			天王処理区	分流汚水	
89		農業集落排水	八代処理区	—	
90			加田処理区	—	
91	仁淀川町	農業集落排水	田村地区	—	
92			森地区	—	
93			久喜地区	—	
94	中土佐町	下水道	久礼排水区	分流雨水	
95		農業集落排水	奈路地区	—	
96			鎌田地区	—	
97			笹場地区	—	
98	佐川町	農業集落排水	西組地区	—	
99	越知町	下水道	越知処理区	分流汚水	
100			越知排水区	分流雨水	
101	梶原町	下水道	梶原処理区	分流汚水	
102		農業集落排水	越知面地区	—	
103			四万川地区	—	

別表1

○管路施設

考	整理番号	自治体名	事業	処理区名、地区名	種別	備考
	104	四万十町	下水道	田野々処理区	分流污水	
	105			本町第1排水区	分流雨水	
	106			本町第2排水区	分流雨水	
	107			琴平第1排水区	分流雨水	
	108			琴平第2排水区	分流雨水	
	109			琴平谷川排水区	分流雨水	
	110		農業集落排水	宮内地区	—	
	111			江師地区	—	
	112		簡易排水事業	森ヶ内地区	—	
	113	大月町	漁業集落排水	柏島地区	—	
	114	三原村	農業集落排水	三原地区	—	
	115	黒潮町	農業集落排水	蜷川地区	—	
	116			出口地区	—	
	117		漁業集落排水	鈴地区	—	
		県、23市町村				

